

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 22 年 10 月 1 日作成)

法令名	持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律																
根拠条項	第 4 条第 3 項																
許認可等の種類	持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定																
法令の定め	<p>第 4 条 農業を営む者は、農林水産省令で定めるところにより、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画(以下「導入計画」という。)を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標</p> <p>二 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項</p> <p>三 その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 都道府県知事は、第 1 項の認定の申請があった場合において、その導入計画が導入指針に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p>																
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」第 3 条により道が定めた「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(平成 12 年 3 月 24 日付けで策定)に基づき審査。 ・主な基準としては、法令で定める 3 つの技術(たい肥等施用技術・化学肥料低減技術・化学農薬低減技術)の全てを用いて行われていること等がある。(それぞれ 1 つ以上の具体的な技術を用いること。具体的な技術は指針の中で作物毎に策定。) 																
標準処理期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">総 期 間</td> <td style="width: 20%;">3 0 日・月</td> <td style="width: 20%;">(注：休日は含まない。)</td> <td style="width: 40%;">)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td>日・月</td> <td>(</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>日・月</td> <td>(</td> <td>)</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>3 0 日・月</td> <td>(</td> <td>)</td> </tr> </table>	総 期 間	3 0 日・月	(注：休日は含まない。))	経由機関	日・月	()	協議機関	日・月	()	処分機関	3 0 日・月	()
総 期 間	3 0 日・月	(注：休日は含まない。))														
経由機関	日・月	()														
協議機関	日・月	()														
処分機関	3 0 日・月	()														
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課																
申請先	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課																
問い合わせ先	各総合振興局及び振興局産業振興部農務課																
備考																	